

【経過】

ビキニ被ばく船員訴訟は、二つの裁判をたたかっています。東京地裁では、全国けんぼ協会を被告として、労災申請却下の取消しを求める裁判、高知地裁では、国を被告として、憲法 29 条に基づいて損失補償を求める裁判です。裁判が動きだしています。

東京地裁では、第 1 回口頭弁論が 7 月 26 日に、続いて 10 月 25 日に第 2 回進行協議が行われました。双方の主張をもとに、争点を明確化する協議が進んでいます。

東京地裁：第 2 回進行協議 10/25

【弁護団より】

原告らは、ビキニ海域で操業中に水爆実験による放射性降下物に被災した漁船員（4 名）及び遺族（8 名）です。原告らは、療養が必要となる疾病に罹患し死亡したのは、放射線の晩発性障害によるものであるとして、厚生省、社会保険庁から引き継いで船員保険を扱うことになった全国健康保険協会（協会けんぽ）に対して疾病の療養（継続）給付【申請時には本人が 7 名。その後 3 名死亡して遺族 5 名が継承】あるいは遺族給付（遺族一時金、遺族年金【申請時遺族 2 名】）を申請しました。

これに対し、協会けんぽ側が本人申請の療養給付については不承認、遺族関係給付については不支給決定、不承認決定（処分）をしたので、協会けんぽを被告として処分の取消を求める訴訟を提訴し、現在、東京地方裁判所民事第 51 部で訴訟が係属しています。

この訴訟の争点は、放射線起因性、つまり漁船員が罹患して療養し、あるいは死亡原因となった疾病がビキニ海域での水爆実験による放射性降下物の放射線の影響によるかにあります。

去る 7 月 26 日に行われた第 1 回口頭弁論で原告側は、船員が被ばくしたことは明らかであるので、被告の側で不承認ないし不支給の理由を明らかにするように求めたところ、裁判所も被告側にそれを求め、被告側は 9 月 30 日付準備書面（2）で不承認ないし不支給の理由を述べました。

その内容は、協会けんぽが厚生労働省の援助を得て、設置した「船員保険における放射線等に関する有識者会議」による報告書『ビキニ環礁水爆実験による元被保険者の被ばく線量評価に関する報告書—平成 29 年 12 月版と令和元年 9 月版』に依拠するものです。

この報告書は、アメリカの粗雑なデータを根拠に、放射性降下物による外部被ばく線量、吸入及び経口摂取による内部被ばく線量を計算し、その線量の合計が放射線の晩発性障害を発症させる 100mSv（しきい値線量）に達しないので、起因性はないというものです。

しかし、この立論については、元々のデータの問題、しきい値線量の考え方、内部被ばくの影響の評価の仕方など、根本的な問題が存在しています。弁護団では、専門家の協力を得てその点を明らかにする書面を準備していきます。

第 2 回口頭弁論は、12 月 27 日（火）13 時 30 分 419 法廷で行われます。

ぜひ傍聴参加をお願いします。



第 1 回口頭弁論後の報告集会（参議院会館） 7.26

ビキニ被ばく船員訴訟の支援募金

裁判費用の募金に向けて、スタートしたクラウドファンディングは、10 月 25 日時点で目標 5 百万円に対して、300 万円を超えました。全国から支援が広がっています。

グループでの募金や、また代理支援での募金協力も大歓迎です。締め切りは 11 月 30 日です。ぜひまわりの方にご協力の呼びかけをお願い致します。

高知地裁第 3 回口頭弁論 12/16（金）14 時

弁護団は、公海上で水爆実験を行ったアメリカ政府に対して、被ばく船員らが損害補償を求める請求権がある根拠について主張する準備を進めています。

東京と高知の裁判の動きは、右の QR コードからご覧いただけます。

